

平成 30 年度 第 9 回江津市農業委員会総会

日時：平成 30 年 12 月 20 日(木) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第6 その他

○ 出席農業委員（10名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 4 番和田幸子

6 番大村理之 7 番山本秀彦 8 番田代和秋 9 番深野政勝

10 番原田和徳 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（11名）

崎谷靖徳、佐々木康規、佐々木要、河村博幸、井上清澄、流理森

湯淺憲昭、仲津和法、吉岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 30 年度、第 9 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしく願いいたします。

会 長 おはようございます。ここ連日、ぐずついた天気が続いておりますが、収穫も終わって一段落されている所で、体を休まれているかと思えます。また、今日は平成 30 年最後の農業委員会総会であります。活発なご意見を頂きますようよろしくお願いいたします。それでは、ただ今より、平成 30 年度、第 9 回

江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、二本木委員から欠席の報告を頂いております。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解いただきましたので、11番 柳原委員、2番 山田委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第3条

《 桜江町坂本 》

会 長 日程第2、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページをご覧ください。場所は、位置図の1ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。合計2筆で●●●㎡です。権利の種別は3条の無償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲渡人は遠隔地に居住しており、耕作出来ないので譲受人に譲り渡したいということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲受人は譲渡人より申請地を譲り受けて農業を拡大したいということです。受入世帯の稼働人員は2人中1人です。申請人は本人で、対価は無償譲渡、担当委員は山田委員です。以上です。

会 長 それでは、山田委員から調査結果の報告をお願いします。

2番委員 位置図の1ページをご覧ください。左上から斜めに下がっているのは国道261号線です。左側が江津方面で右側が川本方面になります。位置図にはありませんが、川越大橋から水の国までが約2km、このたび申請のありました●●●●は、その入口から約●●●mの所に位置します。そして、そこから約●●●mの位置に●●生活バスの停留所があります。ここは261号線と堤防が一緒になっておりまして、●●●から下って行きますと●●●●の申請地がござい

ます。位置図の左下には江の川がありまして、この地域は●●地域の耕作用地になっている所でもあります。それから、このたび申請をされました●●さんは、この辺りに土地を何箇所か持っておられまして、本人さんも元気に頑張っておられますので、問題は無いかと思えます。ここは、私が調査する範囲になっておりまして、この場所を確認するたびに少し手入れが薄くなっているかなと心配をしております。今回、このような申請がされましたので、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

農地法 第4条

《 嘉久志町 》

会 長 　日程第3、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は3ページをご覧ください。場所は位置図の2ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。申請人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。転用目的は駐車場です。転用理由は、畑として使用していない土地を駐車場にするということです。申請人は本人で、担当委員は原田委員です。工期は許可日から平成30年12月29日です。以上です。

会 長 　それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 　先週、場所の確認をいたしました。場所は位置図の2ページをご覧ください。右上から左下に走っている道路が国道9号線です。右側が江津方面、左側が和木都野津方面になります。右上にゆめタウン江津がありまして、そこから100

mくらい都野津方面に下りますと、ドコモショップ江津がありまして、その向かい側に細い道になりますが車は入ります。少し上り坂になっておりまして、この道を入れて行きますと、●●●●さんのお宅があります。この南側、家の裏側になります。この場所が申請地になります。耕作はされていないようで、周りにも耕作されているような畑も無く、周りは家で囲まれているような状況です。問題は無いかと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

●番委員 　転用理由に、畑として使用していない土地を駐車場というふうに書いてありますが、これを見るとまだ畑として使用が出来るという可能性があるのではないですか。

事務局長 　この方は今年の11月に●●●●に転居されまして、それまでは作られていたようなのですが、現在耕作をしていない状況のようです。

会 長 　他にご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようですので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

農地法 第5条

《 和木町 》

会 長 　日程第4、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は4ページをご覧ください。場所は位置図の3ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●m²です。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、不動産業の方です。転用目的は駐車場です。転用理由は、申請地を駐車場として整備して賃貸して利用するという

ことです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は 10a 当り●●●●千円です。
担当委員は原田委員、工期は許可の日から平成 31 年 6 月末日です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10 番委員 位置図は 3 ページをご覧ください。右上から左下へ 9 号線が通っております。
右上が江津方面になります。江津方面から行きますと、変則の交差点がありまして信号機が二つ並んでいますが、丁度そこにパレス和光があります。その信号機を右折して 10m か 20m 進むと信号の無い交差点があります。ここを右折しまして、50 から 100m の辺りに申請地がございます。現状は、草刈りを年に 1 回されているような状況で、耕作をされているような形跡はありません。現在ももちろん耕作はされておられません。一応、土地改良区域内になっておりますので、区画整理されている所ですから問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 和木町 》

会 長 議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページをご覧ください。場所は位置図の 3 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地に居宅を建築して利用するということです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は 10a 当り●●●●千円です。担当委員は原

田委員、工期は許可の日から平成31年9月末日です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 位置図は先程と一緒に3ページをご覧ください。場所は先程の申請地の北側になります。こちらも同じように、ここ数年は耕作をされているような状況は全くありませんし、現状も耕作はしておりません。年に1回は草刈りをされているような状況です。周りに耕作されている農地もありませんし、先程と同じように区画整理をされた所ですので、問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページをご覧ください。場所は位置図の4ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は●●●●さんと●●●●さん、住所は●●●●、会社員と●●●の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を譲り受け、個人住宅を建築したいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は10a当り●●●●千円です。担当委員は原田委員、工期は許可の日から平成31年11月30日です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 場所は位置図の4ページをご覧ください。右上から左下に走っている道路は、

通称産業道路と呼ばれている、海岸線を走っている道路です。右上が江津方面で左下が和木都野津方面になります。和木方面から行きますと、新川橋があるのですが、そこから約 250m江津方面に走りますと、●●●●事業をされている建物があります。そこから 30~40m進んだ所を右折します。車は通りますが、細い道があります。この辺りは以前から少し残っているのですが松林がありまして、車が何台か止められるような所があります。位置図の●●●●さんのお宅と●●●●さんのお宅の間に車が 1 台通れるような道がありまして、そこを入れて行きますと申請地がございます。確認をいたしましたら、年に 1 回は草刈りをしているようなのですが、耕作はされていません。周りに耕作をしている畑もありません。こちらも、土地改良区域内となっていますし、一応ブロック塀で周りを囲んで家の排水等が、周りに侵入することがないような形をとるといふ申請が出ていますので、問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

農用地利用集積計画

会 長 　次に日程第 5、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてをご覧ください。まず 1 ページの所でございます。地区別に●●地区ですが、●●から 9 筆、新規が●●●●㎡で再設定が●●●●㎡です。●●は 1 筆、再設定で●●●●㎡です。●●は 1 筆、再設定で●●●●㎡です。次に●●地区ですが、●●●●が 5 筆、新規で●●●●㎡です。●●●●は 1 筆、新規で●●●●㎡です。●●は 1 筆、新規で●●●●㎡です。次に 2 ページをご覧

下さい。農地の所在は●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、すべて登記簿現況ともに田です。合計4筆で●●●●㎡、新規です。利用権の設定する者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者は●●●●さん、住所は●●●●です。田で5年間の使用貸借となっております。続きまして、●●●●、地目は登記簿現況ともに田です。面積が●●●●㎡で新規です。利用権を設定する者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者は●●●●ーさん、住所は●●●●の方です。田で5年間の使用貸借となっております。続きまして、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●です。合計で畑が7筆、面積が●●●●㎡で再設定です。利用権の設定をする者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者は公益財団法人しまね農業振興公社です。畑で10年、10a当り賃借料が●●●●円で農地中間管理事業です。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積が●●●●㎡で再設定です。利用権の設定をする者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者は公益財団法人しまね農業振興公社です。畑で10年、使用貸借で農地中間管理事業です。続きまして、●●●●、●●●●です。合計で畑が2筆、面積が●●●●㎡で新規です。利用権の設定をする者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者は公益財団法人しまね農業振興公社です。畑で10年、10a当り賃借料が●●●●円で農地中間管理事業です。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに田です。面積が●●●●㎡で新規です。利用権の設定をする者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者は公益財団法人しまね農業振興公社です。田で10年、10a当り賃借料が●●●●円で農地中間管理事業です。続きまして、都治町●●●●、登記簿現況ともに田です。面積が●●●●㎡で新規です。利用権の設定をする者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者は公益財団法人しまね農業振興公社です。田で10年、使用貸借で農地中間管理事業です。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積が●●●●㎡で再設定です。利用権の設定をする者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者は公益財団法人しまね農業振興公社です。畑で10年、10a当り賃借料が●●●●円で農地中間管理事業です。以上で

す。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他については、総会終了後に行います。よろしくをお願いいたします。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 9 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員